○総務省告示第二百九十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十日

総務大臣　原口　一博

一　名称　平成二十二年度米国実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十二年八月二十七日から平成二十二年九月三十日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ワシントン州

○総務省告示第二百号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十日

総務大臣　原口　一博

一　名称　平成二十二年度米国実動訓練及び射撃訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十二年九月七日から平成二十二年九月二十五日まで

三　派遣人数（概数）　三百五十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ワシントン州

○総務省告示第二百九十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十日

総務大臣　原口　一博

一　名称　平成二十二年度米国実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十二年八月二十七日から平成二十二年九月三十日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ワシントン州

○総務省告示第三百号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十日

総務大臣　原口　一博

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十二年七月十六日	新党日本（しんとうにっぽん）	東京都千代田区平河町一丁目七番十一号四階	田中　康夫

○総務省告示第三百一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十日

総務大臣　原口　一博

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十二年七月十六日	新党日本（しんとうにっぽん）	東京都千代田区平河町一丁目七番十一号四階	田中　康夫

○総務省告示第三百二号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十一年総務省告示第五百四十六号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十日

総務大臣　原口　一博

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十二年七月二十日	新党改革（しんとうかいかく）	本部の所在地	東京都港区赤坂二―八―十五オリエントニュー赤坂二〇二	東京都千代田区平河町二―十六―五クレール平河町二〇一

○総務省告示第三百三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十一年総務省告示第五百四十七号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十日

総務大臣　原口　一博

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十二年七月二十日	新党改革（しんとうかいかく）	本部の所在地	東京都港区赤坂二―八―十五オリエントニュー赤坂二〇二	東京都千代田区平河町二―十六―五クレール平河町二〇一

○法務省告示第四百二十一号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十二年八月二十日

法務大臣　千葉　景子

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
社団法人日本会	東京都新宿区下宮比町二番十八号グランドメゾン飯田橋二百五号室

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
株式会社マリーナ電子	茨城県笠間市長兎路千八十四番地	電子機器組立て
株式会社デリカシェフ	埼玉県上尾市大字原市三百二十四番地一	パン製造
株式会社エコーパートナーズ	千葉県成田市美郷台三丁目十六番地五	工業包装
アドレス・サービス株式会社	千葉県東金市土農田字雲雀野十七番地九	電子機器組立て
水谷電機工業株式会社	東京都千代田区外神田四丁目九番八号	金属プレス加工
株式会社新宿丁子屋	東京都新宿区中落合二丁目二十五番十七号	紳士服製造
エヌテーアクアツインズ株式会社	東京都大田区羽田空港一丁目六番六号	クリーニング